

比較家族史学会

比較家族史 25

事務局 〒101 東京都千代田区神田駿河台1-7 弘文堂気付
郵便振替 [会費] 00130-4-25222, [雑誌・その他] 00180-3-604964

比較家族史学会 第二八回研究大会

テーマ 女性史・女性学の現状と課題②

近代女性史・女性学と高群逸枝 ― 国家と母性を超えて

日時 一九九五年十月二〇日(金)・二十一日(土)
場所 福岡市女性センター アミカス
福岡市南区高宮三―三―一

一日目(二〇日)

□会長挨拶 江守五夫 13:30

□自由報告

・江戸祭礼と女性(14:00 ~ 14:50)

牧田 勲(摂南大学)

・男に介護は出来るのか―高齢者介護の課題(15:50 ~ 15:40)

山田昌弘(東京学芸大学)

□総会(15:40 ~ 16:50)

□懇親会 アリマックスホテル 17:30

二日目(二一日)

□自由報告

・大会運営委員長挨拶 田端泰子(10:00 ~

・娼妓解放令公布前後(10:10 ~ 10:55)

大川由美(九州大学大学院)

・明治中期「主婦像」の形成について

―「女学雑誌」を中心に(10:55 ~ 11:40)

岩堀容子(奈良女子大学大学院)

□休憩(11:40 ~ 13:00)

□シンポジウム(13:00 ~ 17:00)

開会挨拶

テーマ 近代女性史・女性学と高群逸枝

― 国家と母性を超えて

コーディネーター 上野千鶴子(東京大学)

パネリスト

・未完の高群逸枝論 石牟礼道子(作家)

・高群逸枝の近代家族論 西川祐子(中部大学)

・高群逸枝の女性史像 栗原弘(同志社大学)

運営委員

田端 泰子・上野千鶴子・服藤 早苗

●シンポジウムは公開となり、アミカスとの共催となります。



■開催のねらい

高群女性史をどう受け継ぐか？

上野千鶴子・田端 泰子

戦後五十年、今年の北京女性会議でも焦点のひとつになることが確実な「従軍慰安婦」問題をふくめて、日本女性の戦争加担と加害性は、女性史の重要な課題となってきた。女性史は戦火のなかを逃げ惑った受け身の被害者だっただけでなく、国家とナショナリズムに積極的に加担した加害者でもあった。フェミニズムもまた、戦争協力と国家の戦争犯罪に対して無実ではない。

戦前の日本が持ったもつともオリジナルなフェミニスト思想家のひとり、女性史のパイオニアである在野の歴史家、高群逸枝も例外ではない。それどころか、彼女は「母系制」の名において「万世一系イデオロギー」を支持し、個人主義的な「我」を超える「母性我」の名において「聖戦」を熱狂的に支持した。「母性」は決してそれ自体で平和主義的ではないことが明らかにかにされつつある。

ポスト冷戦時代の国際秩序の再編成のなかで、おしつけ憲法の改正を含む新しいナショナリズムの動きは強まっている。フェミニズムは、ふたたび国益の対立に呑み込まれるのか？それとも「普遍主義」の名のもとに新しい「帝国主義」になるのか？そのどちらの罫

にもからめとられない第三の道はあるのだろうか。この「古くて新しい道」を、ポスト・ナショナリズム時代の課題として解いてみたい。パネリストのお三方は、この課題に応える最適任者の方々である。

栗原弘さんは、近著『高群逸枝の婚姻女性史像の研究』（高科書店、一九九四年）で、高群が用いた一次資料、「新撰姓氏録」をさかのぼって高群の誤りを正した上で、なぜ高群が牽強付会な誤りを冒したかという動機をさかのぼって、情理をつくした高群理解を示す男性研究者である。

西川祐子さんは、『森の中の巫女』（新潮社、一九八二年）で高群逸枝の戦前・戦中・戦後の「変節」を内在的に理解することで、それを超えようとする。西欧の個人主義の限界を衝くという正しい問題をたてながら、「母性」の名においてナショナリズムにからめとられていった高群を、わたしたちはわらえるのか。

石牟礼道子さんは、西川さんから、戦後の高群の後継者になぞらえられたひとである。このひとには未完の「高群逸枝論」がある。読者のだれもが、石牟礼さんの「高群論」を心まちにしている。日向という土地柄、九州という地の利をえて、ご無理をおねがいしておでまし願った。

比較家族史学会の年次大会をアミカスのご協力をえて、この地で開催できることを心から喜んでいる。

運営委員会からの連絡

- 1 出欠の葉書は、十月十日必着でお願いします。
 - 2 当日の参加費は無料です。
 - 3 会場のアミカスは、西鉄大牟田線 高宮駅前です。
電話 ○九二―五二六―三七五五（代表）
 - 4 懇親会は、アリマックスホテルで午後六時から行います。会費は四千円です。
 - 5 宿泊場所：アリマックスホテルが、シングル通常価格一〇〇〇円を、九〇〇円（税・サービス込）に割引されます。ホテルに、直接申しこんでください。二日だけだけでなく、十九日も割引になります。比較家族史学会会員であることを必ず言って、申しこんでください。
 - 6 十九日は十部屋、二十日は四十室確保しています。満室になり次第メ切りです。
- アリマックスホテル天神
電話 ○九二―七五二―一一二二
西鉄福岡駅より徒歩五分・JR博多駅より車で十分・福岡空港より車で二十分
二八回大会に関する連絡や質問は、二八回大会運営委員 服藤 早苗

関西大震災へのお見舞いについて (お礼と報告)

会長 江守 五夫

今春の阪神地区の大地震では少なからぬ会員は災害を受けられましたこと、改めてお見舞い申し上げます。扱て、本学会では、被災された会員が一日も早く立ち直られることを祈り、前号の会報においてもお知らせ致しましたように、お見舞金を募りましたところ、非常に多くの会員が応じていただき、事務局一同、大変感激いたしました。その総額は、三十二万七千円となりました。拠金下さいました会員各位にたいして、ここに謹んで御礼申し上げます次第であります。

つきまして、事情を把握されている関西事務局より、被災会員あてに配分して頂きました。そして、被災会員からも御礼状が学会事務局あてに多数寄せられました。本来ならば、本会報にその挨拶状を載せるべきかも知れませんが、この点御容赦いただくことに致しました。以上、ご報告と御礼を申し述べました。被災された会員各位におかれましては、何卒一日も早く復旧され、立ち直られますよう節にお祈り致す次第であります。

(注記) 関西事務局から十九人の方へその被害の程度に応じて一万円から五万円の範囲

でお送りしたことをご報告しておきます。(事務局)

規約・役員選出規程

一九九五年六月十一日の総会で規約が改正され、新たに役員選出規程が設けられましたので、ここに全文を掲載します。

比較家族史学会規約

【名称】

第1条 本会は比較家族史学会と称する。

【会の目的】

第2条 本会は、家族史研究を志す社会諸科学の専門家によって構成し、会員相互の研究交流と親睦を図ることを目的とす。

【事務所】

第3条 本会は、事務所を東京都に置く。

【事業】

第4条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究大会
- (2) 会報その他の出版物の発行
- (3) 内外の研究機関との連絡および協力
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

【会員】

第5条 本会は一般会員の外、賛助会員を置くことができる。

【一般会員の入会資格】

第6条 本会の一般会員は家族史研究を志す大学院博士課程以上の者、もしくは本会がこれと同等の資格を持つと認められた者によって組織される。入会を希望する者は会員二名の推薦を受け、理事会の承認を受けなければならぬ。

2 入会の申込は入会申込書に入会申込金(会費と同額)を添えて行うものとし、理事会の承認と同時に申込金は申込年度の会費に充当する。

【賛助会員】

第7条 賛助会員は本会の目的に賛同した個人または法人とし、入会には理事会の承認を受けなければならない。

【役員構成】

第8条 本会は、会の運営のために、役員として会長・副会長・理事・会計監査および顧問を置く。役員を選出手続きに関する規程は、別に定める。

2 理事会は、会長・副会長および理事によって構成する。ただし、顧問ならびに会計監査は理事会に出席して意見を述べること

ができる。

- 3 会長は、会員のなかから理事会においてこれを選任し、総会の承認を受ける。
- 4 副会長は2名以内とし、会長がこれを任命し、理事会の承認を受ける。
- 5 理事は、会員の選挙によって選出される理事（選挙理事）と選挙理事の推薦によって選出される理事（推薦理事）からなる。選挙理事は20名とし、推薦理事は15名を超えないものとする。
- 6 会計監査は2名とし、他の役員に就任していない会員から理事会が選任する。
- 7 顧問は、理事会が本会に特別に功労があったと認められた会員のなかから選任する。

【役員任期】

- 第9条 顧問を除く役員の任期は3年とする。
- 2 会長はこれを再任しない。
- 3 理事は、就任年度の開始時点において満70歳を超えないものとする。

【会長】

- 第10条 会長は、本会を代表し、理事会を主宰する。
- 2 会長は、少なくとも年1回総会を招集しなくてはならない。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。

【理事会】

第11条 理事会には、次の常設の委員会が設置される。

- (1) 庶務委員会―事務局を管理し、事務を総括し、会報の発行・会計に当たる。
- (2) 企画委員会―研究大会のテーマ・運営・会場校の選定などを行う。
- (3) 編集委員会―機関誌「比較家族史研究」とシンポジウム成果刊行物の編集・発行に従事する。
- (4) 渉外委員会―学会に関する事項・他の学会との交渉・国際学術交流などを掌る。
- 2 前項の常設委員会の外、理事会が必要と認めるときには、特別委員会を設置することができる。
- 3 常設委員会ならびに特別委員会について、理事会はその委員長（必要に応じて副委員長）および委員を選出し、総会で報告するものとする。
- 4 本条第1項および第2項に定めた委員は、理事会の承認を経て、理事以外からも選出することができる。
- 5 企画委員会は、理事会と協議の上、各研究大会の運営委員会を組織するものとする。運営委員会の委員には、必要に応じて会員以外の者を委員に委嘱することができる。

【選挙管理委員会】

第12条 会長は理事会と協議して、若干名の

会員をもって理事選挙のための選挙管理委員会を組織するものとする。

- 2 選挙管理委員会の委員長は、原則として本規約9条第3項に規定した被選挙権を有しない会員のなかから選任されるものとする。

【会費】

第13条 会員は毎年会費を本会に払い込まなくてはならない。

- 2 会費額は総会において決定する。
- 3 引き続き会費を三年間滞納した者は退会したものとみなす。

【会計】

第14条 本会の会計年度は四月一日に始まり三月三十一日に終わる。

【規約改正】

第15条 この規約を改正するためには、総会の三分の二以上の同意を必要とする。

（規約改正）一九八六年十一月三十日 一部改正、一九八九年六月十日 一部改正、一九九三年六月十二日 一部改正、一九九五年六月十一日 一部改正

比較家族史学会「役員選出規程」

【投票期間】

第6条 選挙管理委員会は、投票期間として、投票用紙発送の後15日以上の間を設けなければならぬ。

監査を選任する。

【欠員理事の補充】

第11条 選挙理事当選者のうちより辞退者が出たときは、選挙管理委員会は次点者の繰り上げ当選を決めるものとする。

2 理事会の成立後に理事が辞任したときには、会長は理事会と協議して、理事の補充を行うことができる。本項によって選任される理事の任期は、辞任した理事の残任期間とする。

【同得票者の抽選】

第7条 最下位当選者の決定に当たって、得票数の同数の者が複数いたときには、選挙管理委員会が抽選によって当選者を決定するものとする。

【選挙管理委員会の権限】

第8条 投票の有効・無効をはじめ、本規程の運用に関しては、すべて選挙管理委員会の権限に属するものとする。

【総会の承認】

第12条 選挙施行後に開かれる総会において、旧会長は、理事選出の結果を報告し、新会長の選任について承認を受けなければならない。
2 前条の2によって理事の補充が行われたときには、総会において報告をするものとする。

【本規程の改正】

第13条 本規程の改正は、理事会において出席理事（会長・副会長を含む）の過半数の賛同を得るとともに、総会の承認を得なければならない。

施行 一九九五年六月十一日

【目的】

第1条 本規程は、規約第8条に基づいて、理事およびその他の役員の選出手続きについて定めるものとする。

【選挙管理委員会の設置】

第2条 会長は、理事選挙が行われる2カ月前以上前に、選挙管理委員会を組織しなければならない。

【選挙管理委員会の招集】

第3条 選挙管理委員会の委員長は、選挙管理委員会を招集し、選挙が実施される前に、理事の選挙権者・被選挙権者を確定しなければならない。

【選挙権者と被選挙権者】

第4条 理事選挙の選挙権者は、選挙が実施される前年度までの会費を納入した者とする。
2 理事選挙の被選挙権者は、前項の選挙権者のうち、本学会規約第9条第3項に定められた選挙権を有しない会員および顧問を除いた者とする。

【選挙の方法】

第5条 選挙の方法は、20名連記の無記名投票とし、郵送によって行うものとする。

第9条 選挙の結果が確定した後、選挙管理委員会の委員長は直ちにその結果を会長に報告するとともに、当選者にその旨通告するものとする。

【推薦理事・会長・会計監査の選任】

第10条 選挙管理委員会より選挙結果の報告を受けた会長は、速やかに選挙理事を召集し、推薦理事の選任を行う。

2 前項の規定によって推薦理事の選任が行われた後、会長は選挙理事および推薦理事の合同の理事会を召集し、会長並びに会計

事務局からの連絡

1 会費納入のお願い
一九九五年度までの会費を納入されていない方には振替用紙を同封しました。封筒の住所ラベルの下側に納入年度が記載されています。よろしくお願ひします。

2 討議資料の発行

前回の研究会のまとめ、「女性史・女性学の現状と課題①」を同封しました。編集及び編集費用の負担は学会が、印刷費用はアマカスの負担で行ったものです。この研究会の討議資料となっています。なお、シンポジウムの発言については、テープを起こしたのですが、発言者の意が十分に尽くされていないこともあるかと思ひます。別に機会にこのシンポジウムが一冊の書物にまとまることを期待しています。

3 学術刊行物の指定

「比較家族史研究」は、学術刊行物としての指定を受けることができました。今回の発送からその手続きに従いますが、発送の方法が変わります。詳しくは次の会報（連絡）でお知らせします。

▼▽幹事会議事録△▲

日時 一九九五年六月十日
場所 神奈川大学

1 新入会員の承認

(別紙) 承認

2 規約改正・役員選出規定

原案一部修正の上、承認。―規約及び役員選出規定は別に掲載した。

【改正の主な点】

- (1) 「幹事」を「理事」と改めること。
- (2) 理事は「選挙理事」と「推薦理事」からなり、20名の「選挙理事」を会員の選挙によって選出すること。
- (3) 「推薦理事」は「選挙理事」の推薦によって選出され、理事会の構成が特定の学問分野に偏らないように配慮したこと。
- (4) 理事に70歳の定年制を設けたこと。
- (5) 理事会のもとに、委員会を設置して、種々の問題について責任ある体制を整える。

3 比較家族史研究

臨時号を10月に刊行する。定期号は従来通り。号数は継続番号とする。臨時号は第九号となる。定期号は、来年一月に刊行予定。

4 シリーズ家族史について

「家と屋敷地」「女子教育」「家族と地域社会」は原稿が提出済み。順次刊行予定。「家族と戸籍」については七月末に原稿を早稲田出版部に渡す予定である。なお、「家と地域社会」については一部編者を変更する旨の報告があった。

5 一九九四年度会計報告 承認

雑誌販売及び早大出版部から印税が入ったこともあり、繰越金が増加した。この繰越金は一〇月刊行予定の「比較家族史研究」の増刊号の費用にまわす予定である。

6 震災用カンパについての報告

寄付総額 三二七、〇〇〇円 関西事務局より被災した会員にお渡しする予定である。

7 司法資料保存及び利用に関する問題

裁判資料の保存に関して学会でも独自に取り組み、要望書を提出する。この件に関しては、山中会員と事務局長に一任。

8 学術刊行物の指定について

現在、「比較家族史研究」を学術刊行物としての指定を申請している。(八月に認可された。)

住所、所属変更

青柳 和身

前之園幸一郎

奥田 伸子

松村真木子

川村 康

松本由紀子

小谷 真男

水谷 孝子

佐島 隆

山田 勉

臺(杉原) たまえ

高木 正朗

野村 明代

萩原なつ子

■学 会 周 辺

「アジア女性史国際シンポジウム―多様性と
共通性をさぐる―」
日時 一九九六年三月一六日(一〇時)・一
七日(九時)

場所 中央大学駿河台記念館

内容 記念講演 宮田節子「日本のアジア支
配を考える」分科会 ①工業化と女性 ②政
治と女性 ③思想・宗教 ④家父長制と女性
⑤性の歴史と買売春 ⑥特別セッション報告
① a 女性の工場労働(L.グロープ、重富スバ
ボン、東條由紀彦) / b 生活の変容(S.オル
ジナム、C.ハン・ザン、板垣邦子) ② a 第二
次大戦後の政治変動と女性(李小江、C.ラム)

ク、辻村みよ子) / 民族支配と女性(朴容玉、
押川文子、広瀬玲子) ③ a 儒教思想の浸透と
女性(菅野則子、文玉杓、杜芳琴) / b 社会
変容期の宗教と女性の生活(A.パス、川並宏
子、西口順子) ④ a 家父長制の構造(秦玲子、
服藤早苗、長島淳子) / b 近・現代の家父長
制(大沢真理、李効再、粟屋利江) ⑤ a 日本
における戦争と女性(関口裕子、曾根ひろみ、
吉見義明) / b 性をめぐるアジアと日本(山
下英愛、蓼秀真、T.カジャナツソーン) ⑥ ア
メリカにおける中国女性史研究(S.マン、A.
ウォルトナー、D.コー、S.ファース) 言語
日本語(中国語・韓国語・英語、通訳付) 費
用 二日間共通五〇〇〇円・学院院生三〇〇
〇円(資料代一〇〇〇円) 申し込み 〒一九
二一〇三 東京都八王子市東中野七四二一
中央大学経済学部 長野ひろ子研究室

☎ 〇四二六―七四―三四三四
Fax 〇四二六―七四―三四二五

